

## 社会福祉法人清承会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清承会（以下「当法人」という）定款第9条及び第23条の規定及び当法人評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

### (役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

### (費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、当法人役員等旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会等に出席した場合の費用弁償

ア 日当 一万円

イ 交通費 五千円

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

ア 日当 一万円

イ 交通費 五千円

### (改廃)

第4条 本規定は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。